

ポリスメール むなかた

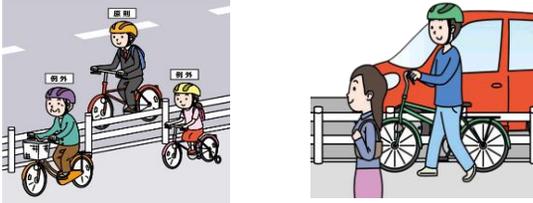
編集/発行
宗像警察署
【連絡先】
TEL36-0110



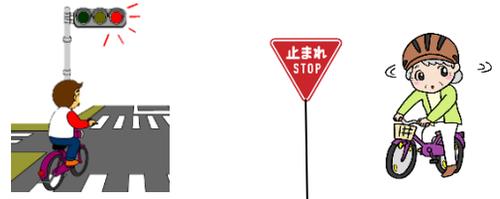
自転車の安全利用の促進

～ 自転車は車両です。自転車安全利用五則等の交通ルールを守りましょう！

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先



- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



- ③ 夜間はライトを点灯



- ④ 飲酒運転は禁止



- ⑤ ヘルメットを着用



ヘルメットを着用し、自転車損害賠償保険に加入しましょう！

命を守る



ヘルメット

万が一、交通事故に遭ったときのあなたの大切な命を守るため、ヘルメットを着用しましょう。



自転車事故でも高額な賠償命令が...
万が一に備えて、自転車損害賠償保険に加入しましょう。

約9,500万円

自転車のスマホ・酒気帯び罰則強化！！

- ① 運転中ながらスマホ

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が、**罰則の対象となりました。**

6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

～交通の危険を生じさせた場合～ 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

- ② 酒気帯び運転及び幫助

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供等にも罰則が整備されました。

違反者 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金